

◆ 工業用水施策のあらまし ◆

工業用水の使用合理化

水の使用合理化とは、水を使用して、ある仕事を行う場合、その使用量をその作業に適した必要最小限に抑える合理的な使用方法に改善することです。

“なぜ使用合理化が必要なのでしょう。”

1. 地下水の保全に役立つからです。

良質・安価で豊富な地下水は、重要な資源ですが、使いすぎてしまうと、地下水位の低下や地下水の塩水化、更には、地盤沈下等の障害が生じます。

2. 水需給の安定化を図ることができるからです。

新たな水資源開発が長期化、困難化する中、近年の降水状況のもとでは、しばしば節水が行われています。水は、有限で貴重な公共財という認識が必要です。

3. 用排水コストの削減を図ることができるからです。

用水コストは無論のこと、都市部等では排水に対しかなり高額な下水道料金が必要となります。合理化による節水は、下水道料金の節約にもなります。

< 1 > 工業用水関連融資制度・支援制度

愛知県、国等では、公害防止、省資源・省エネルギーを推進するため、工業用水が節水できる設備を設置されるみなさんに対して、特別利率の融資制度や支援制度を設けております。

なお、ここで紹介しているのは融資・支援の概略であり、詳細については各問合せ先へお尋ねください。

また、各融資制度の貸付限度額、利率、対象設備及び各支援制度の内容については、令和6年11月1日現在であり、改訂されることがありますので、ご承知おきください。

工業用水全般の効率的利用・・・工業用水道、地下水などの工業用水を節約、再利用できる設備に対する融資制度です。

資金名	限度額	期間・利率		受付期間	対象施設等	問合せ先
経済環境適応資金 パワーアップ資金 [施策推進枠]	8,000万円	1年以内 1年超3年以内 3年超5年以内 5年超7年以内 7年超10年以内 (設備資金のみ)	年1.1%以内 年1.2%以内 年1.3%以内 年1.4%以内 年1.5%以内 (令和7年3月31日まで 別途優遇措置あり)	常時	① 省エネルギーを促進するための設備 ② 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備 ③ 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課 融資・貸金業グループ ☎ 052-954-6333

愛知県内市の支援制度・・・水道施設、水路の新設・改修等の投資に対する支援制度です。

条例等名	限度額	制度内容		問合せ先
春日井市商工業 振興条例施行規則 インフラ整備事業助成金	対象経費の50%以内 3,000万円/年 ※ア、イ、ウの合計	同規則の、工場・物流施設新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金、創造産業立地事業助成金の認定を受けていること。 詳しくは下記リンクより https://www.city.kasugai.lg.jp/business/kigyo/koujobuturyu/tomonau.html	公共の用に供するもので、投資額 100 万円以上となる次のインフラ整備を行うもの。 ア、道路の新設・改修 イ、水路の新設・改修 ウ、水道施設の設置	春日井市産業部企業活動支援課 ☎ 0568-85-6247
小牧市企業立地インフラ 整備支援補助金	対象経費の2分の1以内 500万円	企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は市内企業再投資促進補助金の交付対象となる事業を行う事業者であること。 詳しくは下記リンクより http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chiikikassei/kigyouricchi/1/1/kakuyusuhoyokin/4205.html	工場等の新設又は増設に伴い、投資額 100 万円以上となる次のインフラ整備を行うもの ア、道路の新設・改修の工事 イ、水路の新設・改修の工事 ウ、水道施設の新設・改修の工事	小牧市地域活性化営業部企業立地・次世代産業推進課 ☎ 0568-76-1135

<2>工業用水使用合理化の相談・指導機関

工業用水の使用合理化を実施しようとする事業所のため、次の機関において相談・技術指導を行っていますのでご利用ください。

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛知県	経済産業局産業部産業立地通商課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6342
団 体	一般財団法人 造水促進センター 技術部	〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町 4-5 福田ビル4階	03-5644-7565
	公益社団法人 日本技術士会 中部本部	〒450-0002 名古屋市中村区名駅 5-4-14 花車ビル北館 6階	052-571-7801

<3>工業用水道事業の概要

工業用水道は、工業用水道事業法に基づいて、工業用水道事業者が、その給水区域における需要者に供給するものです。工業用水道は上水道に比べるとその処理過程は簡単ですが、できるだけ良質の水が、供給できるよう努力が払われています。

事業名	基本料金 (円/m ³)	給水能力 (千m ³ /日)	給水区域	
県 営	尾張	30	150	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、愛西市、清須市（H17.7.6における旧清洲町の区域）、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村【8市2町1村】
	愛知用水	29.5	845.6	名古屋市（港区及び南区の一部）、豊田市（H17.3.31における豊田市の区域）、東海市、大府市、知多市、みよし市、阿久比町、東浦町【6市2町】
	西三河	32	300	岡崎市の一部、半田市、碧南市、刈谷市、豊田市（H17.3.31における豊田市の区域）、安城市、西尾市（H23.3.31における西尾市及び旧吉良町の区域）、高浜市、みよし市、東浦町、武豊町、幸田町【9市3町】
	東三河	32	155	豊橋市、豊川市（H20.1.14における旧御津町の区域）、蒲郡市、田原市（H15.8.19における旧田原町の区域）【4市】
	小計	—	1,450.6	計25市、6町、1村（内2市、1町は重複区域）
市 営	名古屋市	25.5	97	名古屋市（中村区、熱田区、〔北区、西区、瑞穂区、中川区、港区、南区〕の一部）
	新城市	36	3.5	新城市（八束穂及び有海の各一部）
合 計	—	1,551.1		

ただし、料金には消費税、地方消費税が加算されます。

<工業用水についての担当窓口一覧>

事業別	名 称	所 在 地	電 話 番 号
県営工業用水道事業共通	企業庁水道部水道事業課 工水維持グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6685
名古屋市工業用水道事業	名古屋市上下水道局技術本部 施設部施設管理課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	052-972-3790
新城市工業用水道事業 ※令和7年度末給水終了予定	新城市上下水道部経営課	〒441-1392 新城市字東入船 115	0536-23-7645